

「徳島県国民保護計画」の概要

平成 1 8 年 3 月

徳 島 県

◆ 計画の構成 ◆

第 1 編 総 論

- 第 1 章 県の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第 2 章 国民保護措置に関する基本方針
- 第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第 4 章 地理的、社会的特徴
- 第 5 章 県国民保護計画が対象とする事態

第 2 編 事前対策 ～平素からの備えや予防～

- 第 1 章 組織・体制の整備等
 - 第 1 県における組織・体制の整備
 - 第 2 関係機関との連携体制の整備
 - 第 3 通信の確保
 - 第 4 情報収集・提供等の体制整備
 - 第 5 研修及び訓練
- 第 2 章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 第 3 章 生活関連等施設の把握等
 - 第 1 生活関連等施設の把握等
 - 第 2 県が管理する公共施設等における警戒
- 第 4 章 物資及び資材の備蓄、整備
- 第 5 章 国民保護に関する啓発

第3編 応急対策 ～武力攻撃事態等への対処～

- 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 県対策本部の設置等
- 第3章 関係機関との連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
 - 第1 警報の通知及び伝達
 - 第2 避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
 - 第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方
 - 第2 生活関連等施設の安全確保等
 - 第3 N B C 攻撃による災害への対処等
 - 第4 退避の指示及び警戒区域の設定等
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 交通規制
- 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

第4編 事後対策 ～復旧等～

- 第1章 当面の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態への対処

第1編 総論

県の責務や計画の位置づけ及び構成をはじめ、国民保護措置に関する基本方針、県国民保護計画が対象とする事態、関係機関の事務又は業務の大綱、徳島県及び近隣府県の地理的・社会的特徴などを定めている。

県の責務、計画の位置づけ、構成等

県の責務

武力攻撃事態において、国民保護法、その他の法令、基本指針及び徳島県国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

計画の位置づけ

国民保護法第34条の規定に基づき徳島県国民保護計画を作成。

徳島県国民保護計画に定める事項

徳島県国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項等について定める。

国民保護措置に関する基本方針

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 国民権利利益の迅速な救済
- ・ 国民に対する情報提供
- ・ 関係機関相互の連携協力の確保
- ・ 国民の協力
- ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
- ・ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- ・ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- ・ 外国人への国民保護措置の適用

県が行う事務又は業務

- 1 県国民保護計画の作成
- 2 県国民保護協議会の設置、運営
- 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

県国民保護計画が対象とする事態

武力攻撃事態

- 着上陸侵攻
- ゲリラや特殊部隊による攻撃
- 弾道ミサイル攻撃
- 航空攻撃

緊急対処事態

攻撃対象施設による分類

- ・危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
〔事態例〕他県の原子力事業所の破壊・石油コンビナートの爆破
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
〔事態例〕大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

攻撃手段による分類

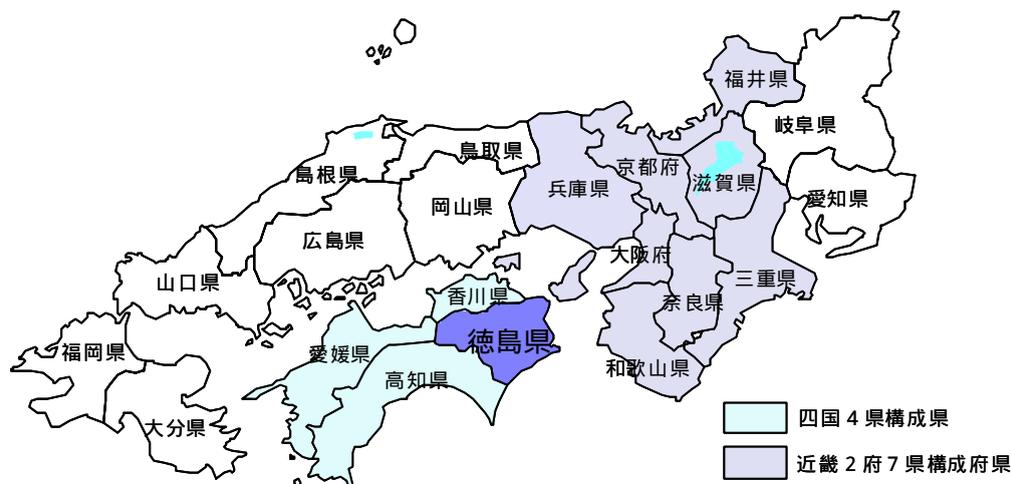
- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
〔事態例〕ダークティーボム、炭疽菌等生物剤・サリン等科学剤の大量散布
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
〔事態例〕航空機等による自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

第2編 事前対策 ～平素からの備えや予防～

組織・体制の整備、避難及び救援に関する平素からの備え、生活関連等施設の把握、物資及び資材の備蓄・整備、国民保護に関する啓発について定めている。

組織・体制の整備等

職員の迅速な確保、体制の確立・職員の参集基準の整備、連絡手段の確保等国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、ボランティア団体等との連携《四国4県及び近畿2府7県の広域応援体制整備・情報共有》



通信の確保
情報収集・提供等
研修及び訓練

避難及び救援に関する平素からの備え

迅速かつ適切に避難の指示、救援を行うことができるよう、必要な基礎的資料を準備する。また、避難住民、緊急物資の運送実施体制や交通の確保のための体制の整備に努めるとともに、市町村と連携して避難施設の指定を行う。

生活関連等施設の把握

区域内に所在する生活関連等施設の種類、名称、所在地、管理者名、連絡先、危険物質等の内容物、施設の規模などを把握・整理し、その管理者に対して安全確保の留意点の周知等のための連絡網を整備する。

物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、防災用と兼ねることができる。また、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材については、国との密接な連携のもとで対応する。

国民保護に関する啓発

国や市町村と連携して、住民に対し、広報誌やパンフレット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性や武力攻撃事態等における住民がとるべき対処等について継続的に啓発を行う。

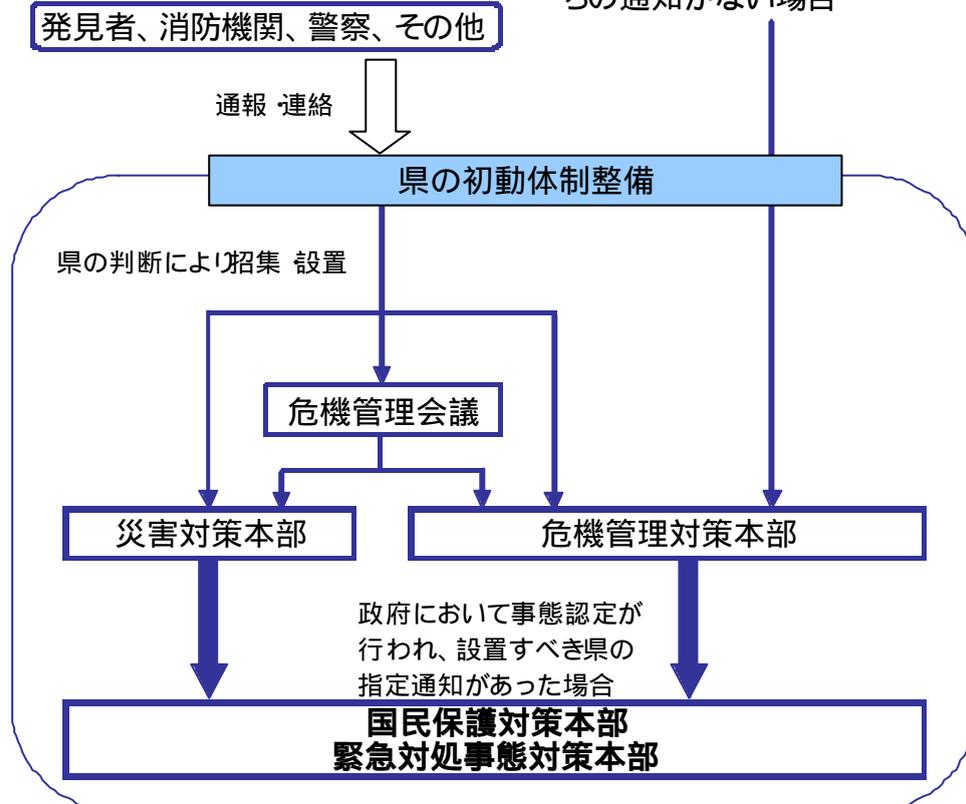
第3編 応急対策 ～武力攻撃事態等への対処～

武力攻撃事態等における、初動措置、県対策本部の設置、関係機関との連携、警報及び避難の指示、救援、武力攻撃災害への対処等について定めている。

初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

本県において、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定につながる可能性のある事象が発生した場合

武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われたが、本県に対して県国民保護対策本部を設置すべき県に指定する旨の国からの通知がない場合



県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や、広報広聴体制の整備、現地対策本部の設置や通信の確保など、県対策本部の組織、機能等について定める。

関係機関との連携

国の対策本部との連携（各種の調整や情報共有等）

指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
自衛隊の部隊等の派遣要請

他の都道府県に対する応援の要請、事務の委託

他の都道府県や市町村に対して行う応援等

ボランティア団体等に対する支援、住民への協力要請等

警報及び避難の指示

警報の通知・伝達

国の対策本部長が発令した警報の内容を市町村長、放送事業者、その他の関係機関に通知する。市町村長は、警報の通知を受けたときは、速やかに住民及びあらかじめ定めた公私の団体に伝達する。

緊急通報の発令

武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認められるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。

避難の指示

国の対策本部長による避難の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちにその内容を、市町村長を経由して、当該要避難地域の住民に対し避難を指示する。

救援

救援の実施

- ・ 収容施設の供与
- ・ 医療の提供
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 武力攻撃災害によって住宅又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ・ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 助産
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 死体の捜索及び処理

関係機関との連携

国への支援要請

他の都道府県知事に対する応援の求め

市町村との連携

日本赤十字社との連携

指定公共機関及び指定地方公共機関への緊急物資運送の要請

安否情報の収集・提供

市町村と役割分担して安否情報を収集するほか、関係機関に対し安否情報の収集についての協力を求め、重複を排除するなど情報の正確性の確保を図る。

照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と考えられる安否情報を回答するが、安否情報は個人の情報であることに鑑み、管理を徹底する。

武力攻撃災害への対処

基本的な考え方

武力攻撃災害への対処

国の対策本部長への措置要請

対処に当たる職員の安全確保

武力攻撃災害の兆候の通報

生活関連等施設の安全確保

県対策本部を設置した場合においては、当該施設の管理者及び関係機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、相互に当該情報を共有する。

施設管理者に対する安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

県が管理する生活関連等施設の安全確保のために必要な措置を行う。

NBC攻撃による災害への対処

現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して応急措置として、緊急通報を発令するとともに退避を指示する。

それぞれの汚染原因に応じて、国との連携の下、措置を講ずる。

退避の指示及び警戒区域の設定

武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認められるときは、警戒区域の設定を行う。

被災情報の収集

電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

保健衛生の確保その他の措置

保健衛生の確保

（保健衛生対策、防疫対策、食品衛生確保対策、栄養指導対策等）

廃棄物の処理（廃棄物処理対策の整備）

文化財の保護（重要文化財関係及び国宝等の被害防止措置）

国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定のための措置

・供給の確保や便乗値上げの防止等の要請、必要な情報共有

避難住民の生活安定等

・被害児童生徒等に対する教育、公的徴収金の減免、雇用の確保等

生活基盤等の確保

・工業用水事業者及び河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県は、必要な措置・管理を講ずる。

・電気・ガス事業者、運送事業者、電気通信事業者、一般信書便事業者、病院その他の医療機関、河川・道路の管理者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、必要な措置・管理を講ずることとされている。

交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止、制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理

国の定めるガイドライン等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、赤十字標章及び特殊標章等を交付、使用させる。

第4編 事後対策 ～復旧等～

武力攻撃災害による被害が発生した後の、ライフライン・輸送路等の当面の復旧、所要の法整備、国民保護措置に要した費用の支弁について定めている。

当面の復旧

武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況についての緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に当面の復旧・措置を行う。

武力攻撃災害の復旧

国の財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法整備や国が示す方針に従って、武力攻撃災害の復旧を実施する。また、県が管理する施設及び設備が被災した場合は、周辺地域の状況を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

国民保護措置に要した費用の支弁

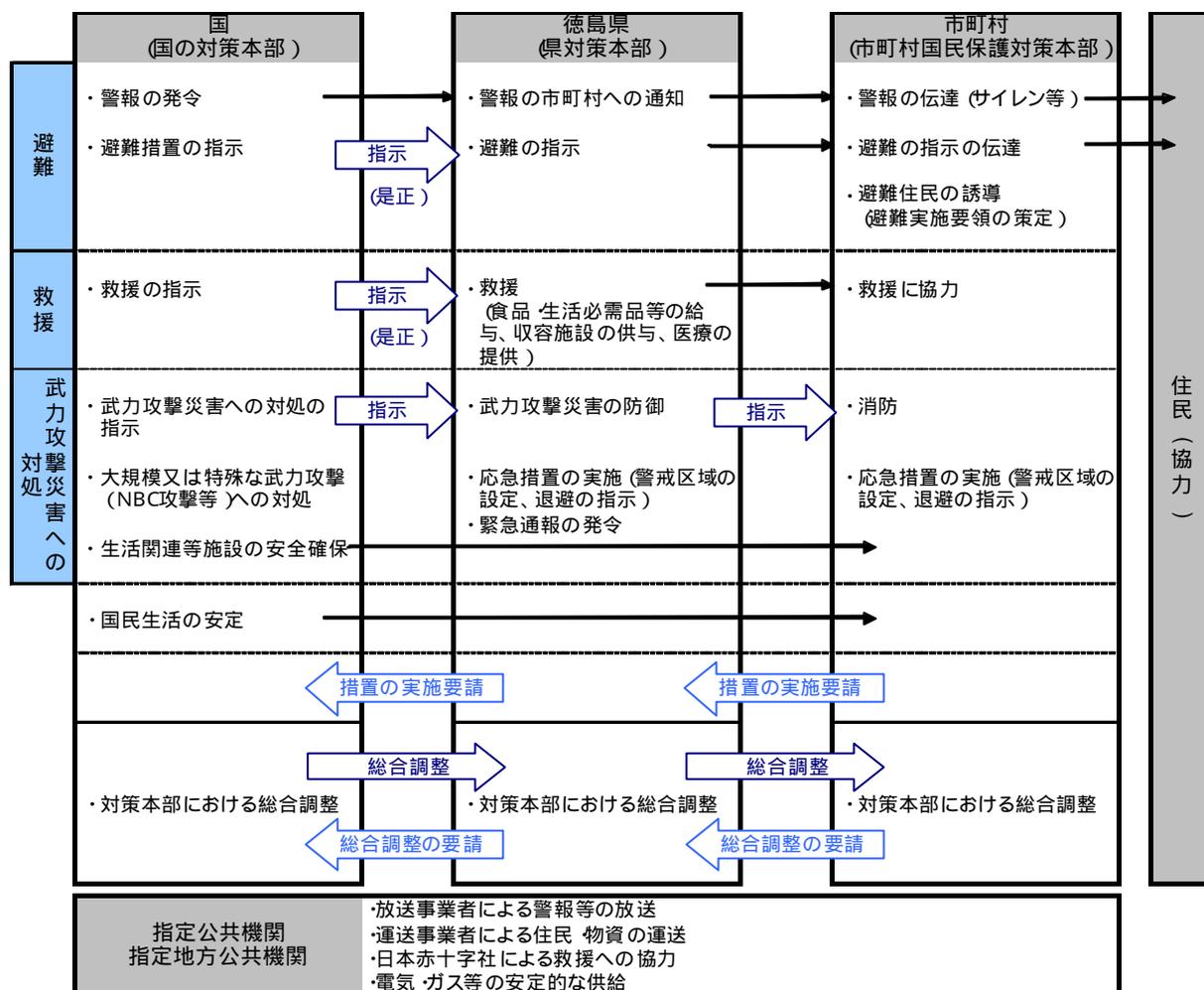
国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされており、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。総合調整を行った結果、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、国が行う手続きに準じて損失の補てんを行う。

区分	対象となる国民保護措置	相手方
損失補償	物資の売渡しの要請等 土地等の使用 応急公用負担 車両等の破損措置	物資を取り扱う者 土地所有者・施設管理者 物件の所有者等
実費弁償	医療の実施の要請等	医療関係者
損害補償	国民への協力要請によるもの ・避難住民の誘導の援助 ・避難住民等の救援 ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の援助 ・住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助	国民保護措置の実施について援助の要請を受けて協力した者

第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、県緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処措置の実施などの対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととしている。

◆ 国民の保護に関する措置の仕組み ◆



住民 (協力)

国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

「徳島県国民保護計画」の概要

編集・発行 徳島県危機管理局企画課

〒 770-8570 徳島市万代町 1 丁目 1 番地

TEL 088-621-2708

FAX 088-621-2849

E-mail kikakuka@pref.tokushima.lg.jp